

令和7年度第1回埼玉県児童福祉審議会

日時：令和7年6月3日（火）

15時～

場所：Web開催

- 1 開会
- 2 福祉部長あいさつ
- 3 委員長の選出
- 4 副委員長の選出
- 5 審議事項
 - (1) 児童養護部会、意見聴取部会及び認可部会所属委員の決定
 - (2) 児童養護部会の審議経過について
 - (3) 意見聴取部会の審議経過について
 - (4) 認可部会の審議経過について
- 6 閉会

〔配布資料〕

- 資料1－1 埼玉県児童福祉審議会について
- 資料1－2 埼玉県児童福祉審議会規則
- 資料1－3 埼玉県児童福祉審議会委員名簿
- 資料2 児童養護部会 審議結果報告
- 資料3 意見聴取部会 審議結果報告
- 資料4－1 認可部会 審議結果報告
- 資料4－2 認可部会審議結果報告 補足資料

埼玉県児童福祉審議会について

1. 設置根拠

- ・ 児童福祉法第8条第1項（都道府県児童福祉審議会）
- ・ 子ども・子育て支援法第72条第4項
- ・ 執行機関の附属機関に関する条例第2条第3項

2. 審議会の役割

- （1）児童、妊産婦及び知的障害児の福祉に関する事項の調査審議
- （2）児童及び知的障害児の福祉を図るため、芸能、出版物、玩具、遊具等を推薦し、それらを製作し、興行し、販売する者に対する必要な勧告
- （3）要保護児童に係る措置又は報告に対する意見
- （4）国、県、市町村以外の者が設置する児童福祉施設の認可に対する意見
- （5）児童福祉施設の設備又は運営が基準に達せず、かつ、著しく有害であると認められたときの意見
- （6）無認可施設に対する事業の停止又は施設の閉鎖を命ずるときの意見
- （7）里親の認定に関する事項
- （8）子ども・子育て支援事業支援計画に関する事項
- （9）都道府県こども計画に関する事項

3. 委員の任期

2年間（令和7年5月27日から令和9年5月26日まで）

4. 部会の設置

（1）児童養護部会

〔審議事項〕

- ・ 児童相談所の措置に関する事項
- ・ 被措置児童等虐待への県の措置に関する報告
- ・ 里親の認定に関する事項

（2）意見聴取部会

〔審議事項〕

- ・ 措置の実施及びその実施中の処遇に対する児童の意見・意向に関する事項

（3）認可部会

〔審議事項〕

- ・ 保育所、幼保連携型認定こども園の認可等に関する事項

埼玉県児童福祉審議会規則

(趣旨)

第一条 この規則は、執行機関の附属機関に関する条例(昭和二十八年埼玉県条例第十七号)第六条の規定に基づき、埼玉県児童福祉審議会(以下「審議会」という。)について必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第二条 審議会は、委員二十人以内をもって組織する。

(委員)

第三条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
2 委員は、再任されることができる。

(臨時委員)

第四条 臨時委員の任期は、特別の事項を調査審議する期間とする。

(委員長及び副委員長)

第五条 委員長は、会務を総理し、審議会を代表する。
2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第六条 審議会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。
2 審議会は、委員及び当該議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。
3 審議会の議事は、出席した委員及び当該議事に関係のある臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
4 前項の場合において、議長は、委員として議決に加わることができない。
5 委員及び臨時委員は、審議会の議決により当該議事に直接の利害関係を有すると認められたときは、その議決に加わることができない。

(部会)

第七条 審議会に、次の表の下欄に掲げる事項を調査審議するため、同表の上欄に掲げる部会を置く。

部会の名称	調査審議事項
一 児童養護部会	1 児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号。以下この号において「法」という。)第六条の四に規定する里親の認定に関する事項 2 法第二十七条第六項に規定する措置に関する事項 3 法第三十三条の十五第三項に規定する報告に関する事項
二 意見聴取部会	児童福祉法第十一条第一項第二号りに規定する児童の意見又は意向に関する事項
三 認可部会	1 児童福祉法第三十五条第六項に規定する保育所の設置の認可に関する事項 2 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号。以下この号において「法」という。)第十七条第三項に規定する幼保連携型認定こども園の設置等の認可に関する事項 3 法第二十一条第二項に規定する幼保連携型認定こども園の事業の停止又は施設の閉鎖の命令に関する事項 4 法第二十二条第二項に規定する幼保連携型認定こども園の認可の取消しに関する事項

- 2 部会に属すべき委員及び臨時委員は、委員長が指名する。
- 3 部会に部会長及び副部会長を置き、その部会に属する委員の互選によりこれを定める。
- 4 部会長は、その部会の事務を掌理する。
- 5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 6 審議会は、第一項の表の下欄に掲げる事項その他あらかじめ部会に付託した事項について、部会の議決をもって審議会の会議の議決とする。
- 7 部会長は、前項に規定する事項について、適宜その審議の経過及び結果を審議会に報告するものとする。

(関係者の出席)

第八条 審議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて、意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第九条 審議会の会議は、公開する。ただし、出席した委員及び当該議事に関係のある臨時委員の三分の二以上の多数で議決したときは、公開しないことができる。

(議事録)

第十条 議長は、議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、議長のほか、出席した委員のうちから議長が指名する二人の委員が署名しなければならない。

(準用)

第十一条 第六条、第八条及び前条の規定は、部会の会議について準用する。この場合において、第六条第一項中「委員長」とあるのは、「部会長」と読み替えるものとする。

(庶務)

第十二条 審議会の庶務は、福祉部こども政策課において総括し、及び処理する。ただし、児童養護部会及び意見聴取部会の庶務は福祉部こども安全課において、認可部会の庶務は福祉部こども支援課において、それぞれ処理する。

(委任)

第十三条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、委員長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成十九年六月一日規則第六十三号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成二十一年三月三十一日規則第五十二号)

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

附 則(平成二十四年三月三十日規則第二十九号)

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

附 則(平成二十五年十一月八日規則第六十三号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成二十六年十月二十四日規則第七十六号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成二十九年三月二十八日規則第二十号)

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

附 則(平成三十年三月三十日規則第二十七号)

この規則は、平成三十年四月二日から施行する。

附 則(令和三年三月三十日規則第十号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和六年二月九日規則第三号)

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の日から令和六年三月三十一日までの間に委嘱された委員の任期は、第三条第一項の規定にかかわらず、令和七年五月二十六日までとする。

附 則(令和六年三月二十九日規則第三号)

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の日から令和六年三月三十一日までの間に委嘱された委員の任期は、第三条第一項の規定にかかわらず、令和七年五月二十六日までとする。

埼玉県児童福祉審議会委員名簿
(令和7年5月27日～令和9年5月26日)

氏 名	所属等
新井 康之	埼玉県町村会 宮代町長
石丸 靖子	認定NPO法人さいたまユースサポートネット 就労支援事業 総括責任者
浦松 晶	公募
金子 利恵	全国認定こども園協会 埼玉県支部 研修副委員長
柴崎 玲子	埼玉県保育協議会
菅原 文仁	埼玉県市長会 戸田市長
関根 信明	埼玉県議会議員
田口 伸	公益社団法人埼玉県社会福祉士会 事務局長
竹内 由紀	埼玉弁護士会
寺藺 さおり	埼玉大学准教授
長根 亜紀子	医療法人社団俊睿会 いずみクリニック 院長
福田 由美子	埼玉県家庭教育振興協議会 理事
保角 美代	埼玉県里親会 理事長
本田 尚美	埼玉県ひとり親福祉連合会 常務理事兼事務局長
峯 真人	岩槻医師会 理事
横溝 英明	埼玉県児童福祉施設協議会 調査研究委員長
若山 清和	全埼玉私立幼稚園連合会 副会長

(敬称略、50音順)

児童養護部会 審議結果報告

資料 2

1 里親の認定に関する審議

(1) 開催及び審議状況

(単位：世帯)

年度	回	開催 年月日	諮問 件数	答 申			
				適当	不適當	保留	計
令和6年度	第4回	R6. 10. 25	6	6	0	0	6
令和6年度	第5回	R6. 12. 13	8	7	0	1	8
令和6年度	第6回	R7. 2. 7	9	8	1	0	9
令和6年度	第7回	R7. 3. 21	19	19	0	0	19
計			42	40	1	1	42

(2) 認定・登録里親の状況

ア 種類別

(単位：世帯)

養育里親		養育里親＋ 養子縁組里親	養子縁組 里親	親族里親	計
	うち専門里親				
10	1	29	0	1	40

イ 職業別

(単位：人)

	会社員	自営業 会社役員	公務員	非正規就労	無職	その他	計
里父	23	10	1	0	0	2	36
里母	10	5	1	8	13	1	38
計	33	15	2	8	13	3	74

ウ 年齢別

(単位：人)

	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代	計
里父	1	7	20	8	0	0	36
里母	0	10	19	9	0	0	38
計	1	17	39	17	0	0	74

※ 登録となった里親のうち、1世帯は女性同士であった。上記表イ及びウでは、一方を里父、もう一方を里母として掲載した。

2 児童相談所の採る措置に関する審議

(単位：件)

年度	回	開催 年月日	諮問 件数	答 申			
				適当	不適當	保留	計
令和6年度	第4回	R6. 10. 25	2	2	0	0	2
令和6年度	第5回	R6. 12. 13	5	5	0	0	5
令和6年度	第6回	R7. 2. 7	4	4	0	0	4
令和6年度	第7回	R7. 3. 21	5	5	0	0	5
計			16	16	0	0	16

3 被措置児童等虐待事案の報告

(単位：件)

虐待該当	非該当	計
6	1	7

意見聴取部会 審議結果報告

1 申立てに関する審議

(1) 開催及び審議状況

- 年 度 ・ 回 令和 7 年度第 1 回
- 開催年月日 令和 7 年 5 月 2 3 日
- 申立て件数 1 件

(2) 申立てについて

内容

- 措置に係るもの

(3) 意見具申

なし

認可部会 審議結果報告

保育所及び幼保連携型認定こども園の認可に関する審議

1 開催及び審議状況

(単位：施設)

年度	回	開催 年月日	諮問	答 申			
				適当	不適當	保留	計
4 年 度	第 1 回	書面開催	1 5	1 5	0	0	1 5
	第 2 回	書面開催	4	4	0	0	4
5 年 度	第 1 回	5. 5. 18	6	6	0	0	6
	第 2 回	6. 1. 30	2	2	0	0	2
6 年 度	第 1 回	6. 6. 3	7	7	0	0	7
	第 2 回	7. 2. 26	6	6	0	0	6
計			4 0	4 0	0	0	4 0

2 施設類型別内訳

(単位：施設)

年度	保育所	幼保連携型 認定こども園	計
4 年 度	1 3	6	1 9
5 年 度	5	3	8
6 年 度	1 0	3	1 3
計	2 8	1 2	4 0

埼玉県児童福祉審議会認可部会審議結果報告 補足資料

1 設置根拠

埼玉県児童福祉審議会規則第7条第1項

2 委員数

5名（児童福祉審議会委員長が指名します。）

任期は、令和5年5月27日から令和7年5月26日までの2年間。

3 令和7年度第1回児童福祉審議会における認可部会報告

認可部会は、例年5月と2月の年に2回開催しています。令和4年度から令和6年度の6回についてご報告いたします。

4 主な審議・報告事項

認可部会では、保育所、幼保連携型認定こども園の認可等に関する事項について審議、検討が行われることから、非公開で行っております。

(1) 保育所及び幼保連携型認定こども園の認可に関する審議について

知事は、保育所及び幼保連携型認定こども園の設置の認可をするときは、児童福祉審議会の意見を聴くこととされています。（児童福祉法第35条第6項、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第17条第3項）

ア 開催及び審議状況について

○令和4年度までは、新型コロナウイルス感染拡大のため、書面開催といたしました。

○令和4年度は、第1回部会で15施設、第2回部会で4施設の合計19施設について御審議いただきました。

○令和5年度は、第1回部会で6施設、第2回部会で2施設の合計8施設について御審議いただきました。

○令和6年度は、第1回部会で7施設、第2回部会で6施設の合計13施設について御審議いただきました。

○令和4年度から令和6年度まで、40施設について、認可は適当であるとの答申をいただきました。

イ 施設類型別内訳

施設類型別については、保育所は令和4年度が13施設、令和5年度で5施設、令和6年度で10施設の合計28施設となっております。

幼保連携型認定こども園については、令和4年度で6施設、令和5年度で3施設、令和6年度で3施設の合計12施設となっております。

5 開催回数

令和7年度は、第1回は令和7年5月にリモートにより開催しました。第2回は令和8年2月にリモートにより開催を予定しております。